

## 3 2 2 証券の交付

証券の交付方法には、市区町村長などの一括代理受領による交付と受取人（記名者）に対する直接交付とがあるが、現在では、おおむね一括代理受領による交付方法をとっている。

3 2 2 - 1	一括代理受領のとき
-----------	-----------

3 2 2 - 1 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
---------------	---------------------

事務手順	取扱要領
①受付	<p>○ 代理受領する市区町村長（職務代理者を含む。）から証券の交付請求を受けた場合には、交付通知書の領収証欄に受領年月日、公職名（〇〇市長など）を記載して公印を押し、これに裁（認）定通知書を添えて提出させる。</p> <div data-bbox="1165 1030 1404 1153" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">           交付通知書・ 裁（認）定通知書 記載例参照         </div> <p>* 証券を代理受領する市区町村長には福祉事務所長を含む。</p> <p>* 市区町村長の印鑑届・使者届などを提出させる必要はない。</p> <p>* 代理受領分の交付通知書には、受取人明細表が添付されている。 なお、受取人明細表は、交付内訳書の（写）を使用してよいこととなっているほか、同（写）には、発行者の印が押されていない。</p> <div data-bbox="1197 1478 1404 1601" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">           受取人明細表 例示参照         </div> <p>* 郵送による証券の交付請求を受けた場合（以下3 2 2において「郵送交付の場合」という。）には、交付通知書の領収証欄に、受領年月日および公職名の記載ならびに公印の押なつをせずつに提出させる。また、証券の送付請求に関する取扱を併せて行う。</p> <p>⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求</p> <p>○ 平和祈念事業特別基金理事長から証券の交付請求を受けたときは、平和祈念事業特別基金理事長の印鑑届（資格証明書および印鑑証明書を添付）を提出させる。</p>

## ②交付内訳書との 照合

○ 提出された交付通知書・受取人明細表・裁（認）定通知書について、次のことを確かめる。

● 交付通知書の交付取扱店欄に自店の店名が記載されているか

● 交付通知書に記載されている通し頁、受取人氏名、証券の国債名称・記号・合計金額・券面種類・合計枚数、財務局（事務所）が交付内訳書と一致しているか

● 再交付された交付通知書には「再交付分」の表示があるか

⇒ 324参照・交付通知書再交付の通知を受けたとき

● 裁（認）定通知書に記載されている同通知書の記号・番号、証券の国債名称・記号・券面種類が交付内訳書と一致しているか

⇒ 記載事項が一致しないとき・323-1 参照

● 受取人明細表に記載されている発行日、証券の国債名称・記号・券面種類、通し頁、財務局（事務所）、交付取扱店、代理受領者が交付内訳書と一致しているか

\* 受取人明細表には、証券の券面種類が省略されているものがある。また、同表には、財務局（事務所）の印が押されていない。

\* 受取人明細表に記載されているものの一部に誤りがあるときは、その交付通知書による証券のすべてが交付できない。（誤り分を除いた一部交付の取扱はない。）

● 交付通知書の領収証欄に記載の公職名（慰労金国庫債券については平和祈念事業特別基金理事長）が交付内訳書の代理受領者名と一致しているか

\* 郵送交付の場合を除く（この場合、414-1②・④により公職名の確認を行う。）。

\* 市区町村名が改称・編入・合併などにより変更されているときは、官公報などによりその事実を確認したうえ、領収証欄の余白に確認済の旨を記載する。

③「証券の交付年月日等」の表示

○ 証券・領収証（交付通知書）の余白・交付内訳書の備考欄・交付照合用の印鑑票に、それぞれ「証券の交付年月日等」を表示する。

\* 領収証（交付通知書）の余白については、「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい（郵送交付の場合を除く。）。

\* 郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も表示する。

⇒ 314 参照・証券の交付年月日等の表示

● 当該交付内訳書に記載の証券を一括交付するときは、その交付内訳書の上部欄外余白に「証券の交付年月日等」を表示する扱いとしてよい。

\* 各代理受領者分の交付内訳書の最初の頁以外の「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい。

交付内訳書  
表示例参照

○ 裁（認）定通知書の余白に「〇年〇月〇日交付済 日本銀行 〇〇代理店」と表示する。

④証券の交付および裁（認）定通知書の返付

○ 代理受領者へ証券を交付するとともに、裁（認）定通知書を返す。

\* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、郵送交付の場合に限り、当該事務集中センター等から証券を代理受領者に交付することができる。

\* 受取人（記名者）が証券裏面の印鑑欄への届出印の押なつを忘れないよう、代理受領者に指導方を依頼する（郵送交付の場合には、その旨を414-1③により作成する国債証券類送付書の余白に記載するか、またはその旨を記載した付せんを当該証券類送付書に貼付することでもよい。）。

\* 証券保存用ポリエチレン袋を証券枚数だけ交付する。この袋が不足するときは統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ請求する。

\* 郵送交付の場合には、414-1③により証券・裁（認）定通知書などの送付手続をする。

⑤印鑑票などの送付など

○ 証券の交付が完了した交付照合用の印鑑票は、その現在枚数から払出し

● 他店を支払場所とするものは、速やかに支払場所へ送付する。

\* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合に

は、当該事務集中センター等から支払場所へ送付することができる。  
⇒ 313① 参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

\* 送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に支払場所へ送付する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、312①参照

● 自店を支払場所とするものは、自店備付けの印鑑票として整理保管する。

\* 整理保管する印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に他の印鑑票または見本証券とは別整理して保管する。

⇒ 231参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票または氏名等届出書の取扱い

⇒ 見本証券（印鑑票毎配付分）を印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に整理保管するときの取扱いは、231参照

#### ⑥領収証（交付通知書）の整理保管

○ 領収証（交付通知書）は、袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして、後記327の交付事務の月分取まとめを行うときまで自店に保管する。

\* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、327の交付事務の月分取まとめを行うときまで当該事務集中センター等において領収証（交付通知書）を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の領収証（交付通知書）を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

#### ⑦証券交付済の交付内訳書の整理保管

○ 証券の交付が完了した交付内訳書は、用済分として自店に保管（保管期間10年）する。

\* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において証券交付済の交付内訳書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の証券交付済の交付内訳書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

以後の取扱は「327  
交付事務の月分取  
まとめ」参照

事務手順	取扱要領
①受付	<p>○ 代理受領する市区町村長（職務代理者を含む。）から証券の交付請求を受けた場合には、交付通知書の領収証欄に受領年月日、公職名（〇〇市長など）を記載し、これに裁定通知書を添えて提出させる。</p> <div data-bbox="1166 640 1417 763" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">           交付通知書・ 裁（認）定通知書 記載例参照         </div> <p>* 証券を代理受領する市区町村長には福祉事務所長を含む。</p> <p>* 市区町村長の使者届などを提出させる必要はない。</p> <p>* 代理受領分の交付通知書には、受取人明細表が添付されている。 なお、受取人明細表は、交付内訳書の写を使用してよいこととなっており、同写には、発行者の印が押されていない。</p> <div data-bbox="1198 1070 1417 1189" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">           受取人明細表 例示参照         </div> <p>* 郵送による証券の交付請求を受けた場合（以下322において「郵送交付の場合」という。）には、交付通知書の領収証欄に、受領年月日および公職名の記載をせずに提出させる。また、証券の送付請求に関する取扱いを併せて行う。</p> <p>⇒ 414参照・証券の送付請求</p>
②交付内訳書との照合	<p>○ 提出された交付通知書・受取人明細表・裁定通知書について、次のことを確かめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付通知書の交付取扱店欄に自店の店名が記載されているか</li> <li>● 交付通知書に記載されている通し頁、受取人氏名、証券の国債名称・記号・合計金額・券面種類・合計枚数、財務局（事務所）が交付内訳書と一致しているか</li> <li>● 再交付された交付通知書には「再交付分」の表示があるか</li> </ul> <p>⇒ 324参照・交付通知書再交付の通知を受けたとき</p>

- 裁定通知書に記載されている同通知書の記号・番号、証券の国債名称・記号・券面種類が交付内訳書と一致しているか

⇒ 記載事項が一致しないとき・323-1 参照

- 受取人明細表に記載されている発行日、証券の国債名称・記号・券面種類、通し頁、財務局（事務所）、交付取扱店、代理受領者が交付内訳書と一致しているか

\* 受取人明細表には、証券の券面種類が省略されているものがある。また、同表には、財務局（事務所）の印が押されていない。

\* 受取人明細表に記載されているものの一部に誤りがあるときは、その交付通知書による証券のすべてが交付できない（誤り分を除いた一部交付の取扱いはない。）。

- 交付通知書の領収証欄に記載の公職名が交付内訳書の代理受領者名と一致しているか

\* 郵送交付の場合を除く（この場合、414-2②・④により公職名の確認を行う。）。

\* 市区町村名が改称・編入・合併などにより変更されているときは、官公報などによりその事実を確認したうえ、領収証欄の余白に確認済の旨を記載する。

③「証券の交付年月日等」の表示

○ 証券・領収証（交付通知書）の余白・交付内訳書の備考欄・交付照合用の氏名等届出書に、それぞれ「証券の交付年月日等」を表示する。

\* 領収証（交付通知書）の余白については、「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい（郵送交付の場合を除く。）。

\* 郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も表示する。

⇒ 314 参照・証券の交付年月日等の表示

● 代理受領者に対し交付内訳書に記載の証券を一括交付するときは、当該交付内訳書の上部欄外余白に「証券の交付年月日等」を表示する扱いとしてよい。

\* 各代理受領者分の交付内訳書の最初の頁以外の「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい。

交付内訳書  
表示例参照

○ 裁定通知書の余白に「〇年〇月〇日交付済 日本銀行〇〇代理店」と表示する。

④証券の交付および裁定通知書の返付

○ 代理受領者へ証券を交付するとともに、裁定通知書を返す。

\* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、郵送交付の場合に限り、当該事務集中センター等から証券を代理受領者に交付することができる。

\* 証券保存用ポリエチレン袋を証券枚数だけ交付する。この袋が不足するときは統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ請求する。

\* 郵送交付の場合には、414-2③により証券・裁定通知書などの送付手続をする。

⑤氏名等届出書などの送付

○ 氏名等届出書は、現在枚数から払出し

- 他店を支払場所とするものは、速やかに支払場所へ送付する。

\* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等から支払場所へ送付することができる。

⇒ 3 1 3 ① 参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

\* 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、当該氏名等届出書と一緒に支払場所へ送付する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

- 自店を支払場所とするものは、自店備付けの氏名等届出書として整理保管する。

\* 整理保管する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、当該氏名等届出書と一緒に他の氏名等届出書または見本証券とは別整理して当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を保管する。

⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に整理保管するときの取扱いは、2 3 1 参照

⑥領収証（交付通知書）の整理保管

○ 領収証（交付通知書）は、袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして、後記3 2 7の交付事務の月分取まとめを行うときまで自店に保管する。

\* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、3 2 7の交付事務の月分取まとめを行うときまで当該事務集中センター等において領収証（交付通知書）を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の領収証（交付通知書）を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。



⑦証券交付済の交付内訳書の整理保管

○ 証券の交付が完了した交付内訳書は、用済分として自店に保管（保管期間10年）する。

\* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において証券交付済の交付内訳書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の証券交付済の交付内訳書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

以後の取扱は「327  
交付事務の月分取  
まとめ」参照

# 交付通知書・裁（認）定通知書の記載例

第十一回特別弔慰金国庫債券交付通知書 通し頁 7

番 号	交 付 取 扱 店	受 取 人 氏 名
第 1234 号	日本銀行〇〇代理店	〇 〇 市 長

第十一回特別弔慰金国庫債券(い号)額面125万円  
令和2年発行分

この証券 25万円券 5枚

上記の証券を戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第1項の規定によって交付しますから、上記の交付取扱店で受け取ってください。

令和2年10月5日

〇〇財務局長 〇 〇 〇 〇 印

領 収 証

上記の証券を受け取りました。

令和2年11月6日

現住所  
氏 名 〇 〇 市 長 印

証券 令 2.11.6  
交付 和

注 受取人氏名欄には、市区町村長等が第十一回特別弔慰金国庫債券の受領の委任を受けているときは、当該市区町村長等の名を記入すること。

郵送交付の場合には、領収証欄には、受付時には記載させず、証券の交付後に記載させる。

交付内訳書と照合する。

届出印廃止分の場合には、公印は押なつされない。

公職名のほか氏名が記載されていても差支えない。

●市区町村の長が欠けたときは、副市区町村長が職務代理をすることになる。

<例>  
〇〇市長職務代理者  
〇〇市副市長

「証券の交付年月日等」を表示する。

- 郵送交付の場合を除き、省略してよい。
- 「証券 〇年〇月〇日」形式のゴム印を使用するときは、赤色で表示する。また、郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も赤色で表示する。
- 日付・店名の入っている「交付済印」・「払渡済印」などを使用してよい。

公印の押なつに代えて、公印の印影が黒色で印刷されていることもある。

裁 定 通 知 書

〇弔K裁定第 000001 号

下記のとおり裁定したので通知します。

令和2年10月1日

〇 〇 県 知 事 印

根 拠 法 給付の種別 国債の名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 第十一回特別弔慰金国庫債券		
券面種別	250,000円券	国債の記号	い号
死亡者	□□□□		
請求者	〇〇〇〇	昭和〇年〇月〇日生	
住 所	〇〇県△△市1-2		

2.11.6 交付済  
日本銀行〇〇代理店

注1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。  
なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。  
2 この処分が不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。  
3 この処分の取消しの訴えは、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます。（なお、処分を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています

交付内訳書と照合する。

交付日付・「交付済」の旨・代理店名を表示する。

